

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 67 号

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市動物園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表構内地の項中

荷物預り	60
自動販売機	160

を

「

荷物預り	60
------	----

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市動物園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局動物園)